

第3章 計画の基本的方向

1 計画の基本理念

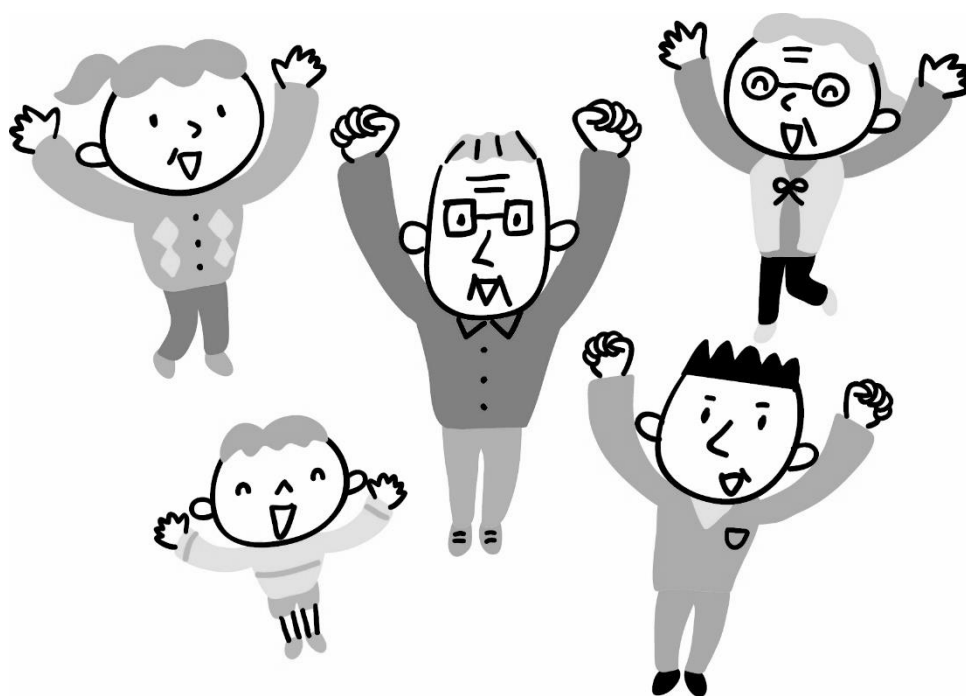
第2次八幡浜市総合計画では、「過去に学び 現在(いま)を見つめ 共に創ろう 輝く未来」をめざすべきまちの将来像に掲げ、健康・福祉分野における主要課題の一つとして「健康で生きがいに満ちた高齢社会の実現」に向けて、様々な高齢者福祉施策を推進しています。

本計画は、第2次八幡浜市総合計画における高齢者施策に関する個別計画としての役割を担っており、これまでの取り組みのさらなる発展・充実を図るとともに、新しい課題への対応が求められています。しかし、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいに満ちた生活を続けていけるよう、地域包括ケアシステムの充実・強化を図っていくという基本的な方向性は、これからも維持されるべきものです。

そこで、本計画においては、前計画を引き継ぎ、以下のとおり基本理念を定めます。

基本理念

健康で生きがいに満ちた「幸」齢社会をめざして



2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、前回計画を踏襲し本計画の基本目標を以下のように設定します。

基本目標 1 健康で心豊かにいきいきと過ごせる環境づくり

生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮らすことができるよう、健康づくりと介護予防の推進を図ります。

また、高齢者が生きがいを持ち、様々な地域活動への参加を通じて地域社会の一員として活躍できるよう、高齢者の積極的な社会活動への参加の促進やボランティア活動への支援に努めます。

基本目標 2 地域包括ケアシステムの深化・推進

今後、地域によって高齢化の状況や介護需要も異なってくるのが想定されることから、それぞれの地域がめざすべき方向性を明確にし、地域の特性を活かした地域包括ケアシステム構築のため、その深化・推進が必要です。

地域包括ケアシステムの深化・推進により、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めることは、介護だけでなく、複合化した課題に直面する世帯の対応などにもつながります。

基本目標 3 介護サービスが安定して利用できる環境づくり

高齢者が要介護状態等になっても可能な限り住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、地域包括ケアシステムのさらなる推進に取り組むとともに、個人の状態やニーズに応じた適切な介護保険サービスが提供できる体制づくりに取り組みます。また、市民から信頼される介護保険制度であるため、介護給付適正化事業を行い安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

3 施策体系

健康で生きがいに満ちた「幸」
 年齢社会をめざして

基本目標 1：健康で心豊かにいきいきと過ごせる環境づくり（第4章）

1 健康づくり施策の推進	【1】健康づくりの推進
	【2】高齢者精神保健対策の推進
2 生活支援施策の推進	【1】各種の生活支援事業の実施
	【2】生きがいづくりや社会参加活動の充実
	【3】安全・安心な生活環境の確保

基本目標 2：地域包括ケアシステムの深化・推進（第5章）

1 介護予防の推進	【1】一般介護予防事業
	【2】介護予防・日常生活支援総合事業
2 包括的な支援の充実	【1】相談支援の充実
	【2】権利擁護の促進
	【3】在宅介護の支援
3 在宅医療・介護連携推進事業の推進	
4 認知症施策の推進	
5 地域包括ケアの体制整備	

基本目標 3：介護サービスが安定して利用できる環境づくり（第6章）

1 介護保険サービスの現状	【1】第8期介護保険事業計画執行状況
	【2】要支援・要介護認定者数の状況
2 介護給付・予防給付の見込み	【1】居宅サービス
	【2】地域密着型サービス
	【3】居宅介護支援
	【4】介護予防支援
	【5】施設サービス
	【6】住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況
3 持続可能な介護保険サービス提供体制の構築	
4 介護保険料の設定	【1】サービス給付費の見込み
	【2】第1号被保険者の保険料

4 日常生活圏域の設定

介護保険事業においては、地域特性に応じた「日常生活圏域」を設定し、圏域ごとに必要なサービス見込量を定めることとされています。本計画においても、次のように日常生活圏域を設定し、地域密着型サービス等の整備を行っていきます。

※日常生活圏域とは

市町村介護保険事業計画において、当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めるものです。

身近な地域で支援を受けられる体制を整備するために実施される「地域密着型サービス」は、この日常生活圏域を単位として、サービスの整備を行うことが求められています。

本計画においては、第3期介護保険事業計画の際に設定し、第8期介護保険事業計画まで継承してきた「南圏域」と「北圏域」の2圏域を引き継いでいきます。

■日常生活圏域の状況(令和5年9月末現在)

	世帯数 (世帯)	人口(人)		
		男	女	計
南圏域 (日土町・保内町以外)	10,455	9,479	10,832	20,311
北圏域 (日土町・保内町)	4,982	4,994	5,444	10,438

資料:住民基本台帳

■日常生活圏域における介護サービス事業所の状況(令和5年9月末現在) 単位:か所

圏域	事業所 総数	サービス区分	事業所数
南圏域 (日土町・ 保内町以外)	67	居宅介護支援	14
		介護予防支援(地域包括支援センター)	1
		訪問介護(ホームヘルプ)	8
		訪問入浴介護(巡回入浴)	1
		訪問看護ステーション	6
		訪問リハビリテーション	3
		通所介護(デイサービス)	3
		通所リハビリテーション(デイケア)	3
		短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)	6
		特定施設入居者生活介護	2
		認知症対応型通所介護	1
		小規模多機能型居宅介護	1
		地域密着型通所介護(デイサービス)	4
		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	5
		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1
		地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)	2
		介護老人保健施設	2
		介護医療院	1
福祉用具貸与	3		
北圏域 (日土町・ 保内町)	13	居宅介護支援	0
		訪問介護(ホームヘルプ)	1
		通所介護(デイサービス)	0
		短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)	1
		認知症対応型通所介護	0
		小規模多機能型居宅介護	1
		地域密着型通所介護(デイサービス)	3
		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	5
		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1
		福祉用具貸与	1

※休止中の事業所を除く

資料:八幡浜市